

こどもみらい住宅支援事業について

※ 本資料は、令和4年1月31日時点のものです。
今後修正があった場合は、国土交通省のホームページ等において、公表します。

※ 本事業は、建築業者・宅建業者が申請者となる補助事業であり、
一般消費者はこれらの事業者から補助金の還元を受けることとしております。

国土交通省

1. 事業の目的・概要	P.2
2. 補助対象事業の要件	P.4
3. 補助額	P.9
4. 申請手続	P.27
参考資料	P.39

1. 事業の目的・概要

1. 事業の目的・概要

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯又は若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯又は若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

- ・一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家)
 - ・一定のリフォーム
- を対象

2. 補助対象事業の要件

補助対象事業のタイプ

新築

＜発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象＞

(1)注文住宅の新築

子育て世帯※¹又は若者夫婦世帯※²が、新たに発注(工事請負契約)するもの

※¹ 子育て世帯とは、申請時点において子(令和3年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。

※² 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。

(2)新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅※³

※³ 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの

(注) (1)(2)のいずれの場合も、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以後、「土砂災害防止法」という。))に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する新築住宅は、本事業の対象にはなりません。詳しくはP. 58(参考4)参照

リフォーム

＜1戸あたりの上限補助額が30万円超となる場合※⁴は、発注者が自ら居住する住宅が対象＞

(3)リフォーム

所有者等※⁵が工事を発注(工事請負契約)するリフォーム

※⁴ 世帯の属性による1戸あたりの上限補助額については、P.11を参照。

※⁵ リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合、管理組合法人を指す。

(注) 別途定める期間内に交付申請、完了報告が可能なものに限りします。

補助対象期間

新 築

(1)注文住宅の新築

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

(2)新築分譲住宅の購入

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に売買契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

リフォーム

(3)リフォーム

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までにすべての工事が完了した上で交付申請が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に工事着手するもの

対象住宅の性能要件等

新 築

世帯要件

対象住宅の性能・延べ面積等

新 築

子育て世帯
又は
若者夫婦
世帯

- 下記の(1)、(2)に該当すること
- (1) 次の①～③のいずれかに該当すること
- ①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented
強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、
基準一次エネルギーから20%以上の一次エネルギー消費
量が削減される性能を有する住宅
 - ②高い省エネ性能等を有する住宅
 - a) 認定長期優良住宅
 - b) 認定低炭素住宅
 - c) 性能向上計画認定住宅
 - ③一定の省エネ性能を有する住宅
日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4※かつ
一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅
※ 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業
の要件とするため、断熱等性能等級4の基準のうち、
結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない
住宅も対象となります。
- (2) 住戸の延べ面積が50㎡以上であること。

(注) 対象住宅の性能・延べ面積等の内容に応じてその性能を証明する書類が必要になります。

対象住宅の性能要件等

リフォーム

世帯要件

対象住宅の対象工事等

リフォーム

なし

（一定の場合に
補助上限引上
げの特例あり）

次の①～⑧のいずれかに該当すること

①開口部の断熱改修

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

③エコ住宅設備の設置

④子育て対応改修

⑤バリアフリー改修

⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

⑦耐震改修

⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

いずれか
必須

任意

（注） 対象住宅の対象工事等の内容に応じてその性能を証明する書類が必要になります。

3. 補助額

新 築

対象住宅	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等級4 かつ 一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円／戸

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限30万円／戸※1
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリア フリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン 設置工事等	

リフォーム

※1 上限補助額は下表の通り。

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの 上限補助額
子育て世帯又は 若者夫婦世帯	既存住宅を購入※2※3しリフォームを行う場合※4	60万円
	上記以外のリフォームを行う場合※5	45万円
その他の世帯※6	安心R住宅を購入※2※3しリフォームを行う場合※5	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合	30万円

※2 売買契約額が100万円(税込)以上であること。
※3 令和3年11月26日(令和3年度補正予算案閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限る。
※4 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合に限る。
※5 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。
※6 法人を含む。

補助額（リフォーム）

■補助額

下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。

いずれか 必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に応じて 補助額を設定
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	
	③ エコ住宅設備の設置	
任意	④ 子育て対応改修	
	⑤ バリアフリー改修	
	⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
	⑦ 耐震改修	
	⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入	
		15万円／戸
		7千円／契約

(注) 1申請あたり①～⑧の合計補助額が5万円未満の場合は補助申請できません。
(注) ④の子育て対応改修に該当する開口部の改修のうち、①の開口部の断熱改修の基準を満たすものは、必須工事を実施しているものとして扱います。

開口部の断熱改修の補助額

① 開口部の断熱改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額とします。

大きさの 区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額
大	1.4㎡以上	8, 000円	2.8㎡以上	21, 000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	32, 000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6, 000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16, 000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2, 000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14, 000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	28, 000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助
※2 内窓交換を含む
※3 ガラスの寸法とする
※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

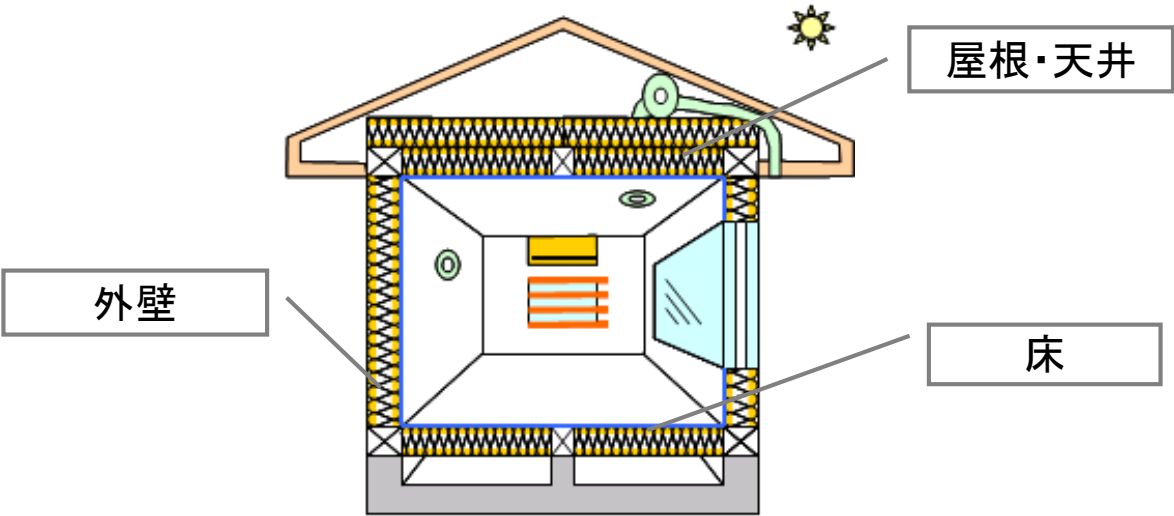
外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の補助額

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記の補助額とします。

外壁	屋根・天井	床
102, 000円／戸 (51, 000円／戸)※	36, 000円／戸 (18, 000円／戸)※	61, 000円／戸 (30, 000円／戸)※

※ 部分断熱の場合の補助額。



外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の断熱材最低使用量

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量(一戸建ての住宅)

断熱材の区分※1	熱伝導率 【単位:w/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁※2	屋根・天井	床※3
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	6.0 (3.0)※4	6.0 (3.0)※4	3.0※5 (1.5)※4
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)※4	3.5 (1.8)※4	2.0※5 (1.0)※4

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量(共同住宅等)

断熱材の区分※1	熱伝導率 【単位:w/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	1.7 (0.9)※4	4.0 (2.0)※4	2.5※6 (1.3)※4
D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6)※4	2.5 (1.3)※4	1.5※6 (0.8)※4

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※2 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。

※3 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

※4 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

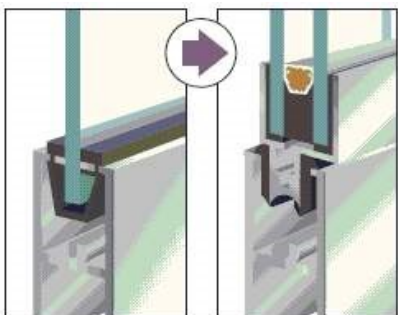
※5 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※6 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

開口部の断熱改修

ガラス交換

単板ガラス入りサッシのガラスを
複層ガラスに交換



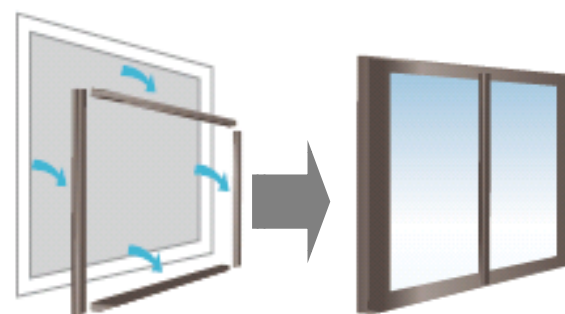
内窓設置

既存サッシの内側に
樹脂製の内窓を設置



外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、
新しい断熱窓を取り付け



外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、
敷込断熱等を施工



天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、
敷込断熱等を施工



既存天井をそのままに
吹込断熱等を施工



③ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とし、**節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じて補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。**

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		24, 000円／戸
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	19, 000円／台
	上記以外	17, 000円／台
高断熱浴槽		24, 000円／戸
高効率給湯機		24, 000円／戸
節湯水栓		5, 000円／台

エコ住宅設備

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置



太陽光発電システムではありません！

節水型トイレ



高断熱浴槽



高効率給湯機

- ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
- ・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）
- ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

節湯水栓

- ・台所水栓
「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」
- ・洗面水栓
「水優先吐水機能」
- ・浴室シャワー水洗
「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」
（シャワーヘッドのみの交換は除く。）

④ 子育て対応改修

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置、(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修、(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修、(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修について補助します。

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置

種類		補助額
ビルトイン食器洗機		19,000円／戸
掃除しやすいレンジフード		10,000円／戸※1
ビルトイン自動調理対応コンロ		13,000円／戸※1
浴室乾燥機		20,000円／戸
宅配ボックス	住戸専用※2の場合	10,000円／戸
	共用の場合	10,000円／ボックス※3

※1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。
※2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。
※3 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は40,000円となります。
(注) 共用の宅配ボックスは、**設置するボックス数(20を上限とする)**に応じた補助額とします。
詳細は(参考2)宅配ボックスの設置をご参照ください。

④ 子育て対応改修

(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。

大きさの 区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの 補助額	面積※1	1箇所あたりの 補助額
大	2.8㎡以上	29,000円	開戸: 1.8㎡以上 引戸: 3.0㎡以上	43,000円
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円	—	—
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円	開戸: 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸: 1.0㎡以上 3.0㎡未満	31,000円

※1 外壁のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

④ 子育て対応改修

(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 の補助額を補助します。

大きさの 区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	21,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	32,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	6,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	16,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	14,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	28,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助

※2 内窓交換を含む

※3 ガラスの寸法とする

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修 86,000円／戸

詳細は(参考2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修をご確認ください。

子育て対応改修

ビルトイン食器洗機



浴室乾燥機



キッチン対面化



ビルトイン自動調理対応コンロ

掃除しやすい
レンジフード

宅配ボックス



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

バリアフリー改修の補助額

⑤ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、**その箇所数によらず**、改修を行った対象工事の種類に応じた補助額の合計とします。

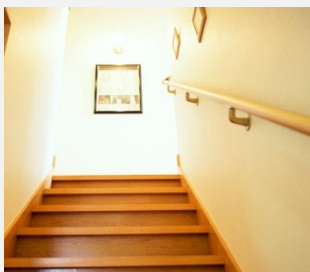
対象工事の種類	工事内容	補助額
手すりの設置※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	5, 000円／戸
段差解消※	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	6, 000円／戸
廊下幅等の拡張※	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28, 000円／戸
ホームエレベーターの新設	戸建住宅又は共同住宅専有部分に新設する工事	150, 000円／戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事（4. 5畳以上設置の場合に限る。）	17, 000円／戸

※ 原則として、バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じます。

バリアフリー改修

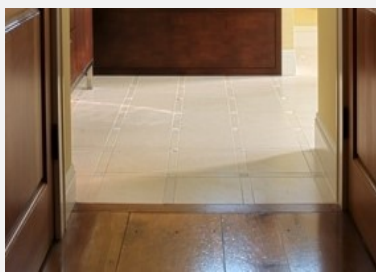
手すりの設置

階段に手すりを設置



段差解消

寝室と廊下の段差を解消



廊下幅等の拡張

居間の出入口の幅を拡張



※ 原則として、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が本制度の対象となります。

ホームエレベーターの新設



衝撃緩和畳の設置



※ 事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置の補助額

⑥ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

設置を行った設備の下表に掲げる**冷房能力**に応じた**補助額**にその台数を乗じて**補助額**を算定し、それらを合計した補助額とします。

エアコンの冷房能力	補助額
3.6kW以上	24,000円／台
2.3kW超～3.6kW未満	22,000円／台
2.2kW以下	19,000円／台



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

耐震改修等の補助額

⑦ 耐震改修

以下の耐震改修工事に対して補助額を補助します。

150,000円／戸

- 旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

以下のリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、補助額を補助します。

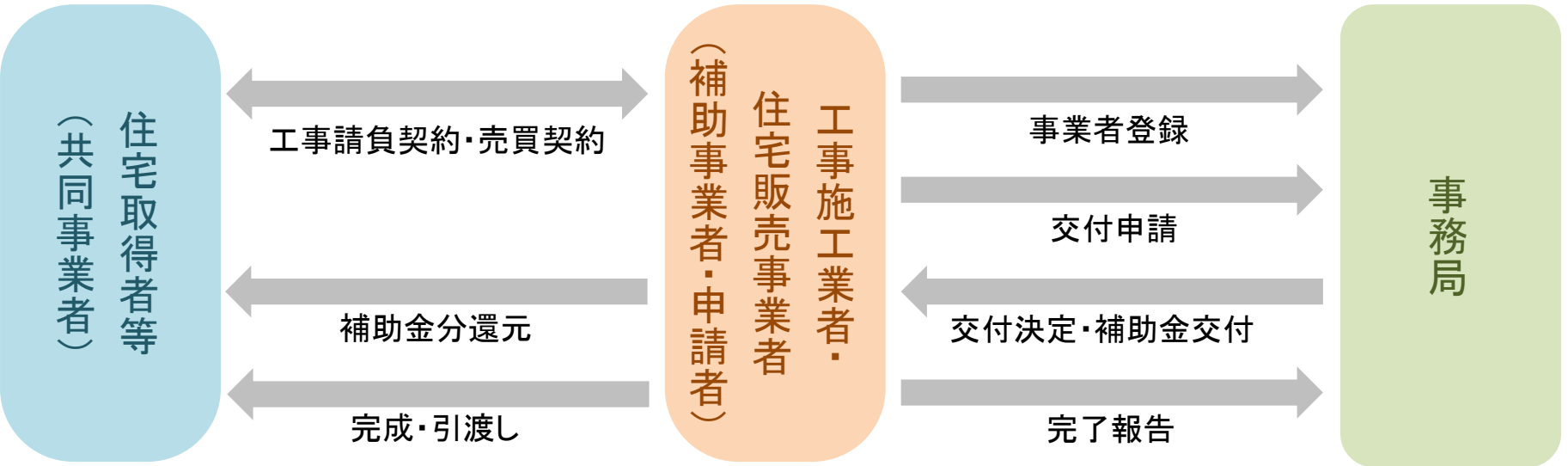
7,000円／契約

- 国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であること

4. 申請手続

※ 申請手続は、現時点で想定している内容であり変更となる場合があります。申請に必要な書類や提出方法は、事務局が公表する申請の手引を必ずご確認ください。

- ・事業者の方々に、補助事業者として、申請手続きを行っていただきます。
- ・住宅取得者等は、共同事業者として、すべての申請手続きに協力するものとします。
- ・補助金は、事業者から住宅取得者等に全額を還元していただきます。
- ・事務局への申請手続きは、全てオンラインを予定しています。



補助事業のタイプ	補助事業者(申請者)	共同事業者
(1) 注文住宅の新築	建築業者(工事請負業者)※	建築主
(2) 新築分譲住宅の購入	販売事業者(販売代理を含む)	購入者
(3) リフォーム工事	施工業者(工事請負業者)※	工事発注者

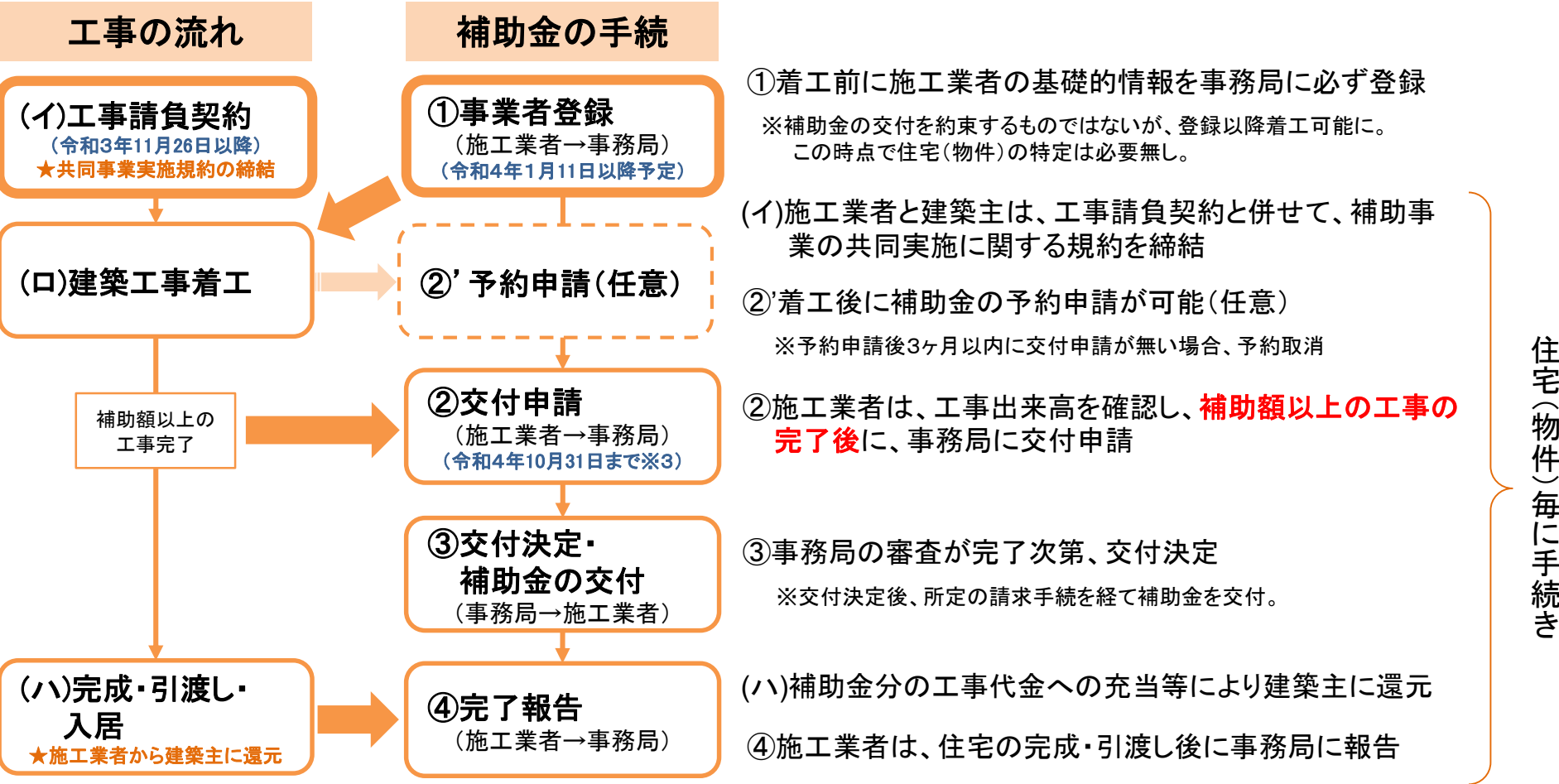
※ 対象工事を複数の事業者に発注(分離発注)する事業は、1事業者(代表事業者)がすべての手続と補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者及び他の工事請負業者が手続に協力する必要がありますので、ご注意ください。

基本的な申請の流れ（注文住宅の新築）

新 築

○令和3年11月26日以降に工事請負契約※1を締結し、かつ
施工業者から事務局に事業者登録を行った後に建築工事着工※3する住宅が補助対象です。
これ以外の住宅は補助対象外となりますのでご注意ください。

※1 変更契約を除く ※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

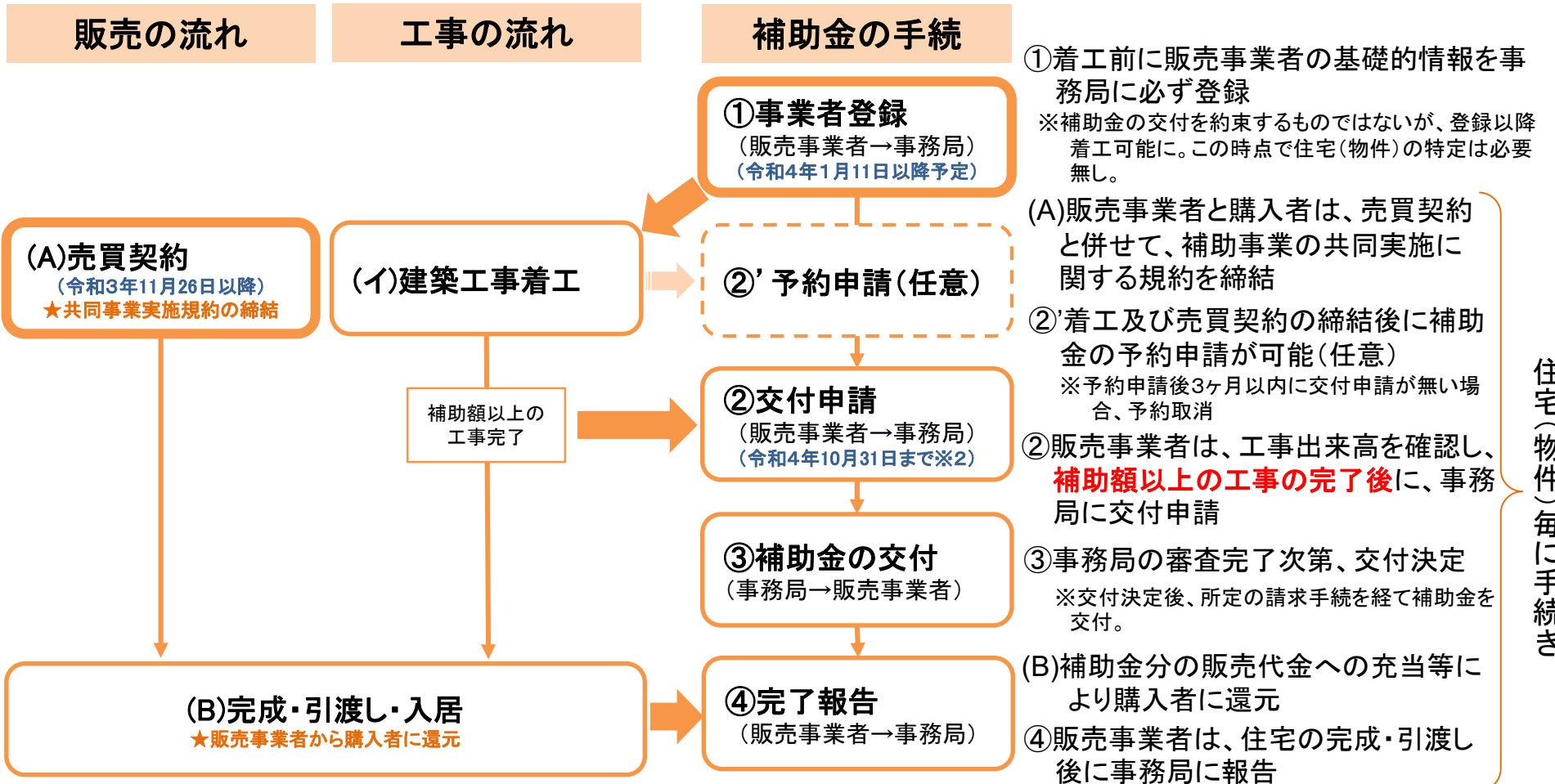


※3 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性があります。

住宅(物件)毎に手続き

○令和3年11月26日以降に売買契約を締結し、かつ
販売事業者から事務局に事業者登録を行った後に建築工事着工※1する住宅が補助対象です。
これ以外の住宅は補助対象外となりますのでご注意ください。

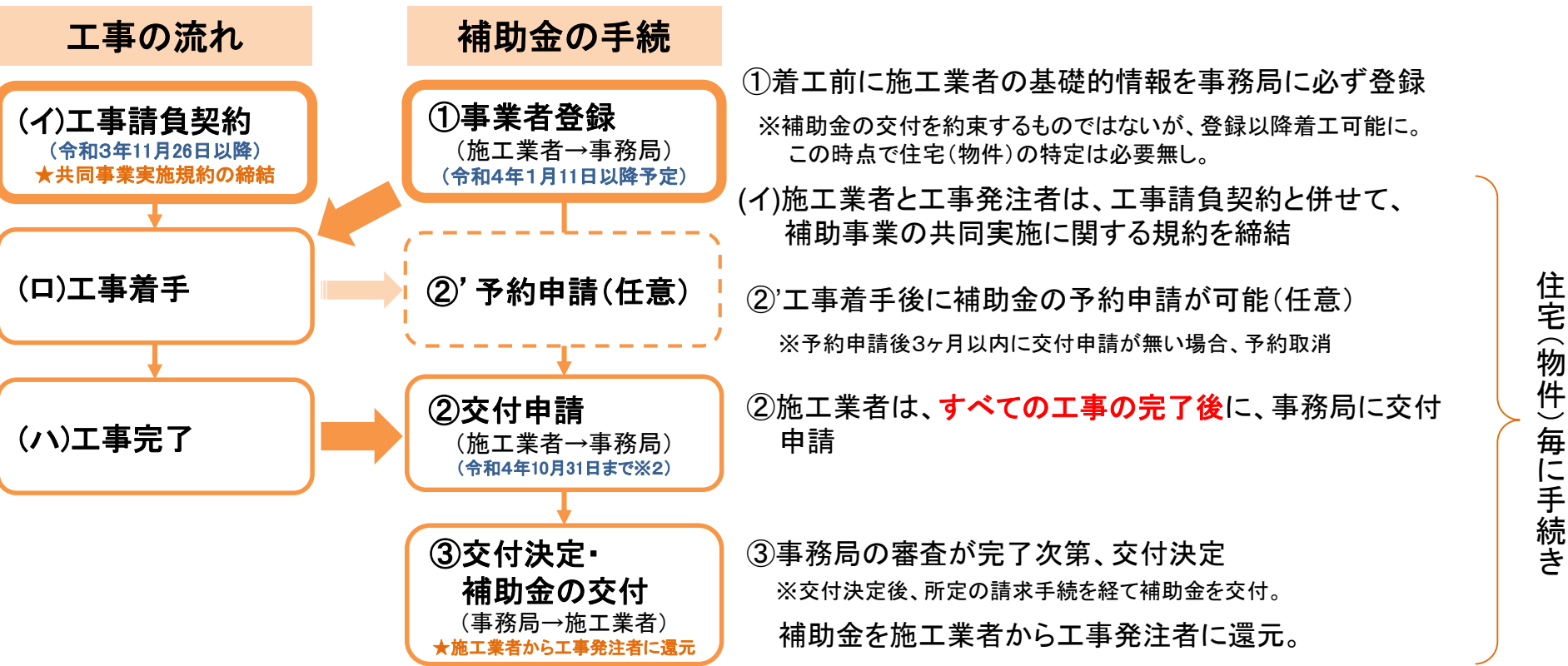
※1 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手



※2 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性があります。

○令和3年11月26日以降に工事請負契約※1を締結し、かつ
施工業者から事務局に事業者登録を行った後に工事着手する住宅が補助対象です。
これ以外の住宅は補助対象外となりますのでご注意ください。

※1 変更契約を除く



※2 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性があります。

1. 事業者登録の内容(予定)

- 令和4年1月11日以降に事務局ホームページにおいて登録受付開始を予定。
- 事業者単位で登録(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可)

【主な登録事項】(予定)

事業 タイプ	新築		リフォーム
	注文住宅	分譲住宅	
事業者 情報	法人：法人名称、法人番号／（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人 の印鑑証明 個人：屋号、個人事業主の氏名／（必要書類）事業主の印鑑証明		
事業 内容	・実施予定の補助事業の内容（注文住宅／分譲住宅／リフォーム（複数選択可）） ・受注可能エリア（都道府県を選択）		
事業 免許等	建設業許可 （許可業者の場合）	宅地建物取引業免許 （必須）	建設業許可／ 住宅リフォーム事業者団体登録 （許可業者／登録団体の構成員の場合）

- ➡
- ・事業者登録日以降、着工したものが補助対象。
 - ・登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開(予定)

2. 共同事業実施規約について(予定)

- 原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者(工事施工業者・住宅販売事業者)と共同事業者(住宅取得者等)との間で、**補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め(共同事業実施規約)**を締結し、交付申請時に提出
- 規約の主な内容(事務局からひな形を提示予定)
 - ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること
 - ②補助金の受取方法
(工事代金等に充当、又は、補助事業者が一旦受領して住宅所有者に引渡し)
 - ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること

3. 予約申請について(予定)

- 新築・リフォームともに**建築工事着工後に補助金の予約申請が可能**です(任意)。予約によって補助金が一定期間確保されます。
- **予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。**
※予約を行っただけでは、交付申請を行っただけになりませんのでご注意ください。
- 予約申請及び交付申請の入力情報に基づき、事務局で補助金額を把握・管理し、予算上限に達した場合、予約申請・交付申請の受付を終了します。

補助金交付に必要となる手続③

4. 交付申請時の工事出来高の確認について(予定)

- 新築については、工事全体の完了前であっても、**補助額以上の工事出来高への到達が確認できた時点で補助金の交付を可能**とします。
- **工事の状況について建築士が確認**を行った上で、出来高確認書※¹を作成し、交付申請時に提出していただきます。
- 建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

※¹ 指定様式。工事写真を含む。

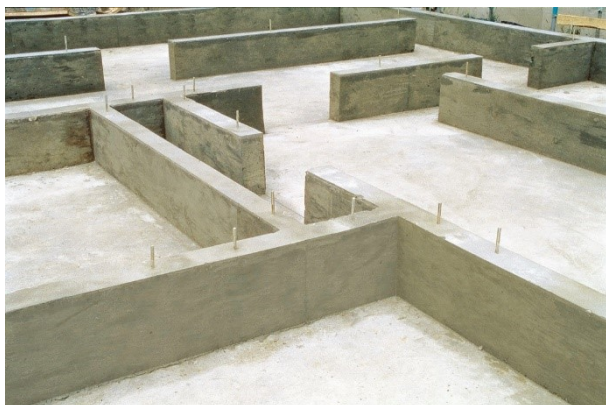
①**基礎工事の完了**(杭基礎の場合は杭工事の完了)

②**建物価額 × 工事出来高(〇%) ≥ 戸当たり補助額※² × 住戸数※³**

※² 省エネ性能等に応じて60～100万円

※³ 戸建住宅:1戸、共同住宅:当該住宅の全住戸数(申請しない住戸を含む。)

<<基礎工事完了の写真イメージ>>



申請期限等

		令和3年 11月26日	令和4年 10月31日	令和5年 3月31日	令和5年 5月31日	令和6年 2月15日	令和6年 12月31日
契約・着工の時期	注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	工事請負契約 または 売買契約		令和4年10月31日まで			
	着工	事業者登録後	着工※1	令和4年10月31日まで			
		※1 下記の事業者登録の手続きを行った後、着工したものが対象となります。					
手続きの時期	事業者登録	令和4年1月11日	事業者登録	遅くとも令和4年9月30日まで※2			
	補助金交付申請	令和4年3月頃	予約申請※3	遅くとも令和4年9月30日まで※2			
		令和4年3月頃	交付申請※3	遅くとも令和4年10月31日まで※2			
	※2 予約申請・交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。						
	※3 交付申請を行い、交付決定されるには、 ①補助金額に応じた省エネ性能を満たす証明書 ②出来高確認書の両方が必要となりますが、建物の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。 ただし、予約申請から3ヶ月以内に交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。						
補助金交付			補助金交付※4	遅くとも令和5年3月31日まで			
		※4 補助金は完了報告または令和4年度末までに交付されますが、交付された補助金は建築主・購入者に還元する必要があります。					
完了報告	準備が整い次第開始～		完了報告(戸建住宅)	令和5年5月31日まで			
	準備が整い次第開始～		完了報告(共同住宅等で階数が10以下)	令和6年2月15日まで			
	準備が整い次第開始～		完了報告(共同住宅等で階数が11以上)	令和6年12月31日まで			

申請期限等

リフォーム

		令和3年 11月26日	令和4年 10月31日	令和5年 5月31日	令和6年 2月15日	令和6年 12月31日
契約・着工の時期	リフォーム 工事	工事請負契約		令和4年10月31日まで		
	既存住宅の 購入	売買契約※1		令和4年10月31日まで		
	着工	事業者 登録後	工事着手※2	令和4年10月31日まで		
		※1 既存住宅購入による上限引き上げの場合、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限ります。				
		※2 下記の事業者登録の手続きを行った後、着工したものが対象となります。				
手続きの時期	事業者登録	令和4年 1月11日	事業者登録	遅くとも令和4年9月30日まで※3		
	補助金 交付申請	令和4年 3月頃	予約申請※4	遅くとも令和4年9月30日まで※3		
		令和4年 3月頃	交付申請※4	遅くとも令和4年10月31日まで※3		
		※3 予約申請・交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。				
		※4 交付申請を行い、交付決定されるには、 工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、 工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。 ただし、予約申請から3ヶ月以内に交付申請ができない場合、予約は取り消されます。 交付申請に基づく交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。				
補助金交付	補助金交付	補助金交付※5		遅くとも令和5年3月31日まで		
		※5 補助金は交付決定され次第交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります。				

おわりに

今後の予定

項目	スケジュール
事業説明動画公開	令和3年12月27日
対象となる建材・設備の公募※1	令和4年1月4日 ～ 遅くとも令和4年10月31日(予定)※2
事務局ホームページの開設	令和4年1月4日
専用コールセンターの開設	令和4年1月11日
事業者登録の受付	令和4年1月11日 ～ 遅くとも令和4年9月30日(予定)※2
登録事業者の公開	事業者登録後随時
申請期間	令和4年3月頃 ～ 遅くとも令和4年10月31日(予定)※2

※1 審査を終えたものから順次公開されます。

※2 締め切りは予算の執行状況に応じて公表します。

おわりに

お問い合わせ先

事務局において専用のコールセンターを開設しております。

【こどもみらい住宅支援事業事務局 コールセンター】

TEL : 0570-033-522

(IP電話からのご利用 042-204-0994)

受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)

※通話料がかかります

本制度のホームページ

【こどもみらい住宅支援事業事務局 ホームページ】

(URL)<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

参考資料

(参考1) 申請書の添付書類等

(参考2) リフォームの補助額計算例

(参考3) こどもみらい住宅支援事業と他の補助金の併用

(参考4) 土砂災害特別警戒区域の判定方法

(参考5) グリーン住宅ポイントとの比較

(参考1) 申請書の添付書類等

※ 申請手続は、現時点で想定している内容であり変更となる場合があります。申請に必要な書類や提出方法は、事務局が公表する申請の手引を必ずご確認ください。

(参考1) 申請書の主な添付書類等

(注文住宅の新築・ 新築分譲住宅の購入)

新 築

(1) 注文住宅の新築 (2) 新築分譲住宅の購入

<凡例>

◎ 必須

○ 該当する場合に提出

提出が 必要な場合	基本的な添付書類		事業者 登録	予約有		予約無	完了 報告
	(1) 注文住宅の新築	(2) 新築分譲住宅の購入		予約 申請	交付 申請	交付 申請	
共通	事業者登録申請書<指定の様式>		◎	—	—	—	—
	補助事業者の商業法人登記の写し(法人の場合)及び印鑑証明書		◎	—	—	—	—
	工事請負契約書の写し	不動産売買契約書の写し	—	◎	—	◎	—
	建築基準法に基づく「確認済証」の写し		—	◎	—	◎	—
	建築基準法に基づく「検査済証」の写し		—	—	—	—	◎
	住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し※1		—	○※2	—	◎	—
	共同事業実施規約<指定の様式>		—	—	◎	◎	—
	工事出来高確認書(工事写真を含む)<指定の様式>		—	—	◎	◎	—
	住宅取得者の本人確認 および 子育て世帯・若者夫婦世帯であることが確認できる書類 (住民票(世帯票)の写し等)		—	◎	—	◎	—
	住宅取得者の住民票の写し(補助対象住宅の入居が確認できるもの)		—	—	—	—	◎
【共同住宅等の 場合】	不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)		—	—	—	—	○※3

※1 P. 43参照

※2 予約申請時に、「発行受付書の写し」等を提出した場合は、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等の写し」の提出が必要

※3 住宅の延べ面積が50㎡以上であることを確認します。

(参考1) 申請書の添付書類等 (リフォーム)

リフォーム

(3) リフォーム

<凡例>

◎ 必須

○ 該当する場合に提出

提出が必要な場合	基本的な添付書類		事業者登録	予約有		予約無
				予約申請	交付申請	交付申請
共通	事業者登録申請書<指定の様式>		◎	—	—	—
	補助事業者の商業法人登記の写し(法人の場合) 及び 印鑑証明書		◎	—	—	—
	工事請負契約書の写し		—	◎	—	◎
	工事着手したことがわかる写真(交付申請毎に1枚提出)		—	◎	—	—
	対象工事内容等に応じた性能を証明する書類※1 (工事箇所毎に提出)	性能を証明する書類(性能証明書、納品書等)	—	—	◎	◎
		工事前写真	—	◎	—	◎
		工事中写真 または 工事後写真	—	—	◎	◎
	共同事業実施規約<指定の様式>		—	—	◎	◎
	工事発注者の本人確認書類 (個人:運転免許証の写し、法人:商業法人登記の写し等)		—	◎	—	◎
【子育て世帯または若者夫婦世帯の場合】	住宅取得者の本人確認 および 子育て世帯・若者夫婦世帯であることが確認できる書類 (住民票(世帯票)の写し等)		—	○※2	—	○※2
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)		—	—	○	○※3
【既存住宅を購入する場合】	不動産売買契約書の写し		—	○	—	○
	不動産登記における建物の全部事項証明書の写し		—	○	—	○
	工事発注者の住民票の写し(補助対象住宅の居住が確認できるもの)		—	—	○	○※3
	【子育て世帯または若者夫婦世帯以外で安心R住宅を購入する場合】 安心R住宅調査報告書の写し		—	○	—	○

※1 P. 45参照

※2 「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し(世帯票)」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要

※3 「工事発注者の本人確認書類」において、「住民票の写し」を提出し、当該書類で確認できる場合は提出不要

一定の要件に適合する住宅であることを証明する住宅証明書等

新 築

以下のいずれかの書類により、当該住宅がこどもみらい住宅支援事業の対象住宅であることを証明します。

一定の省エネ性能を有する住宅

新 築

確認書類	発行機関
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
省エネ基準への適合性に関する説明書※1	建築士
設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4に適合しているもの)	登録住宅性能評価機関
BELS評価書(一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの)	BELS登録機関
フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)※2 (金利Bプランの省エネ性に適合しているもの)	適合証明機関

高い省エネ性能等を有する住宅

新 築

確認書類	発行機関
長期優良住宅建築等計画認定通知書	所管行政庁
低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁
性能向上計画認定通知書	所管行政庁

ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented

新 築

確認書類	発行機関
BELS評価書(ZEHマークまたはZEH-Mマークが表示されたもの)	BELS登録機関
設計住宅性能評価書 又は 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの)※3	登録住宅性能評価機関

★ 本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。

※1 建築物省エネ法で建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について同法第27条第1項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面。

※2 申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。

※3 令和4年4月1日以降取得可能となるものです。

(注) 証明書の取得にはそれぞれ手数料が必要です。手数料は、発行する機関等により異なりますので各機関等にお問い合わせください。

一定の要件に適合する住宅であることを証明する住宅証明書等

新 築

着工した建物が一定の出来高に到達していることを証明する書類

基準	確認書類	発行機関
次のいずれかを建築士が確認したもの ①基礎工事の完了（杭基礎の場合は杭工事の完了） ②建物価額 × 工事出来高（〇％） ≥ 戸当たり補助額※1 × 住戸数※2	出来高 確認書★	建築士

※1 省エネ性能等に応じて60～100万円

※2 戸建住宅：1戸、共同住宅：当該住宅の全住戸数（申請しない住戸を含む。）

★ 本制度実施のために新たに定められるものです。

対象工事内容等に応じた性能を証明する書類

《対象工事内容等に応じた性能を証明する書類》 (注) 調整中であり、今後変更の可能性があります。

開口部の断熱改修		性能証明書★	工事写真(工事前後)
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	吹込み・吹付けの場合	施工証明書★	工事写真(工事中)
	上記以外の場合	納品証明書★	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システムの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	節水型トイレの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	高断熱浴槽の設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	高効率給湯機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	節湯水栓の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
子育て対応改修	ビルトイン食器洗機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	掃除しやすいレンジフードの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	ビルトイン自動調理対応コンロの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	浴室乾燥機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	宅配ボックスの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	防犯性の向上に資する開口部の改修	性能証明書★	
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	性能証明書★	
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	平面図(工事後)	工事写真(工事前後)

※1 納品書は、納入者や納入先、対象製品型番等が記載されたもので、対象製品の納入者(メーカー、流通事業者、販売会社、販売店など)が発行する書類です。

★ 本制度実施のために新たに定められるものです。

対象工事内容等に応じた性能を証明する書類

《対象工事内容等に応じた性能を証明する書類》 (注) 調整中であり、今後変更の可能性があります。

耐震改修工事	耐震改修証明書※	工事写真(工事中)
手すりの設置、段差解消 廊下幅等の拡張	工事写真(工事前後)	
ホームエレベーターの新設	性能証明書★	工事写真(工事前後)
衝撃緩和畳の設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	納品書※1の写し	
リフォーム瑕疵保険等への加入	保険証券の写し 又は 付保証明書の写し	

※ 耐震改修証明書は、下記の表の書類のうち1つをご提出下さい。

証明書類	発行機関等
こどもみらい住宅支援事業用耐震改修証明書★	建築士
増改築等工事証明書の写し 第4号工事(耐震改修工事)を含むものに限る。	建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能 評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅耐震改修証明書の写し	地方公共団体

★ 本制度実施のために新たに定められるものです。

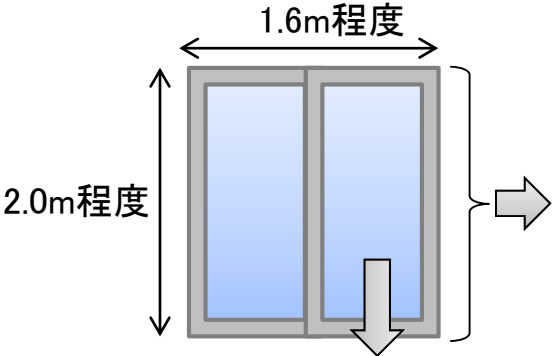
(参考2)リフォームの補助額計算例

窓の断熱改修の補助額の計算例

大

($2.8\text{m}^2 \sim$)

例: 3.2m^2 の場合



1窓につき、21,000円

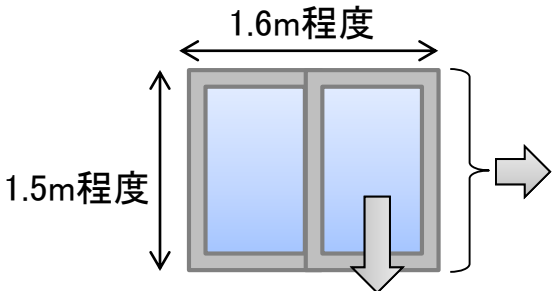
※大きさは、
窓については外枠の寸法
ガラス交換についてはガラスの寸法

ガラス1枚につき、8,000円 2枚とも改修する場合 16,000円

中

($1.6\text{m}^2 \sim 2.8\text{m}^2$)

例: 2.4m^2 の場合



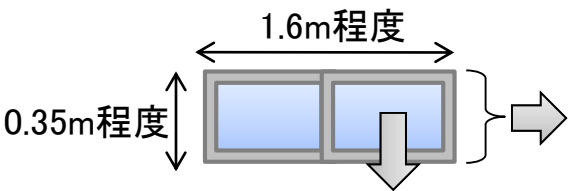
1窓につき、16,000円

ガラス1枚につき、6,000円 2枚とも改修する場合 12,000円

小

($0.2\text{m}^2 \sim 1.6\text{m}^2$)

例: 0.56m^2 の場合

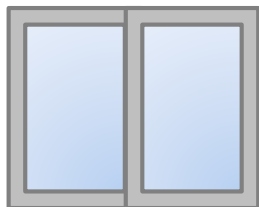


1窓につき、14,000円

ガラス1枚につき、2,000円 2枚とも改修する場合 4,000円

断熱性能＋遮音・防犯性能を有するサッシにした場合

《外窓を断熱性能と遮音性能両方を有するサッシとした場合》



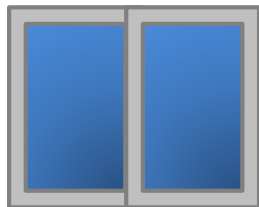
断熱 + 遮音



断熱性能・遮音性能の両方を満たす場合、
補助額は合算ではなく、高い方の補助額が適用されます。

例) 中サッシの外窓交換の場合
断熱16,000円、遮音16,000円。
⇒補助額16,000円

《外窓を断熱性能と防犯性能両方を有するサッシとした場合》



断熱 + 防犯



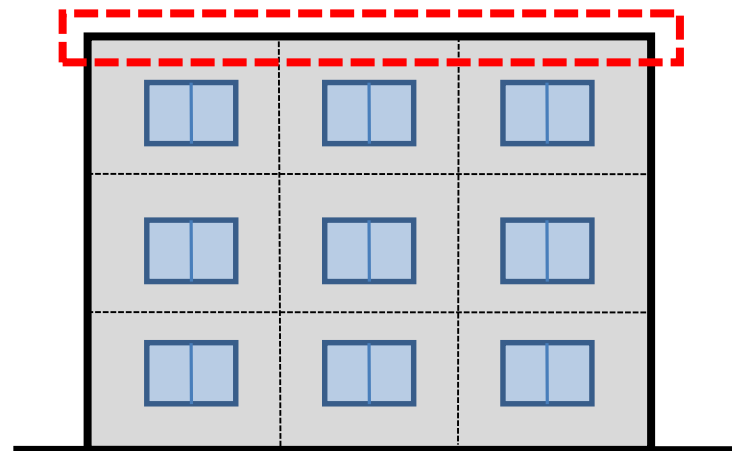
断熱性能・防犯性能の両方を満たす場合、
補助額は合算ではなく、高い方の補助額が適用されます。

例) 中サッシの外窓交換の場合
断熱16,000円、防犯20,000円。
⇒補助額20,000円

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の補助額の計算例

例) 共同住宅における全体断熱改修の場合

- ・管理組合において、屋根の断熱改修を実施。
- ・屋根の断熱改修には、熱伝導率0.034以下の断熱材を使用
- ・マンションの全戸数は9戸だが、屋根部分に面する住戸が3戸



断熱材の最低使用量は $2.5\text{m}^3 \times 3\text{戸分} = 7.5\text{m}^3$

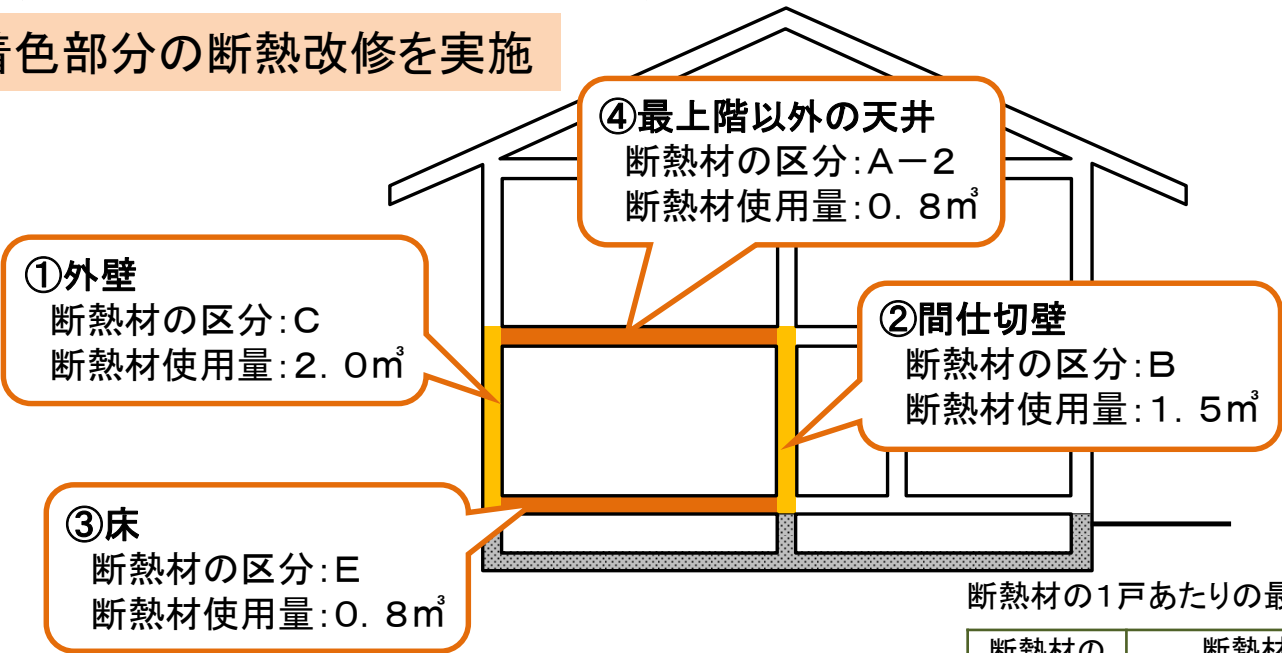
補助額は $3.6\text{万円} \times 3\text{戸分} = 10.8\text{万円}$

※外壁や床の断熱改修の場合も同様に、工事箇所に接する住戸数により最低使用量及び補助額を計算する。

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の補助額の計算例

例) 一戸建ての住宅における部分断熱改修の場合

図の着色部分の断熱改修を実施



断熱材の1戸あたりの最低使用量(一戸建ての住宅)

断熱材の区分	断熱材最低使用量【単位:m³】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	6.0 (3.0)	6.0 (3.0)	3.0 (1.5)
D、E、F	4.0 (2.0)	3.5 (1.8)	2.0 (1.0)

()は部分断熱の場合

考え方

- ・ ②間仕切壁は、①外壁の最低使用量を適用
- ・ ④最上階以外の天井は、③床の最低使用量を適用
- ・ 断熱材区分「A-1～C」と「D～F」を両方使用する場合、「D～F」の使用量の1.5倍を「A-1～C」の使用量として合算

部位	断熱材使用量	補助額
①外壁 + ②間仕切壁	2.0m³ (区分C) + 1.5m³ (区分B) = 3.5m³ > 3.0m³ (外壁の最低使用量)	5.1万円
③床 + ④最上階以外の天井	0.8m³ (区分E) × 1.5 + 0.8m³ (区分A-2) = 2.0m³ > 1.5m³ (床の最低使用量)	3万円

バリアフリー改修の補助額の計算例

バリアフリー改修の内容

- ①浴室に手すりを設置 × 2箇所
- ②居室に手すりを設置 × 3箇所
- ③廊下に手すりを設置 × 2箇所

手すりの設置

補助額
 $5,000 \times 1^{\ast} = 5,000\text{円}$

- ④段差解消 × 5箇所

段差解消

$6,000 \times 1^{\ast} = 6,000\text{円}$

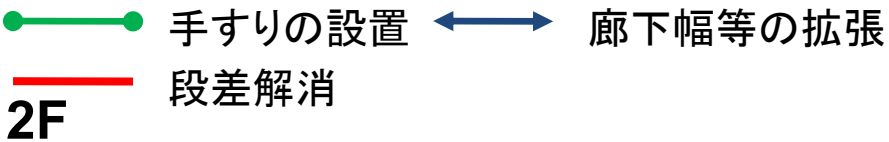
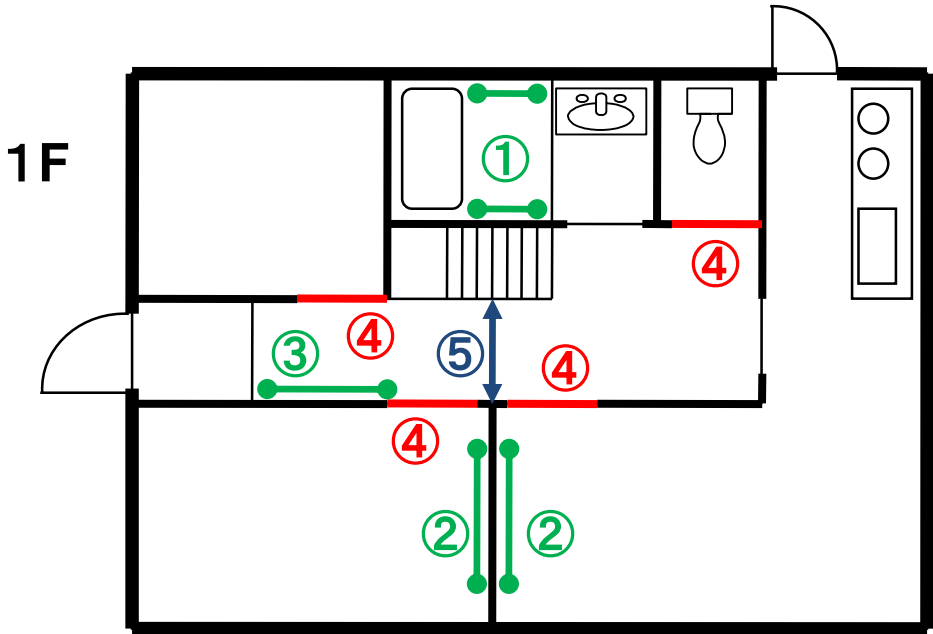
- ⑤廊下幅の拡張 × 2箇所

廊下幅等の拡張

$28,000 \times 1^{\ast} = 28,000\text{円}$

合計 39,000円

※同一の工事種類については設置箇所数にかかわらず1カ所とする。



キッチンセットの交換を伴う対面化改修

改修時のポイント

・キッチンには改修前、改修後共に以下①～④を有すること

- ①シンク(給排水設備と接続されていること)
- ②調理台
- ③コンロ(IHクッキングヒーター含む)
- ④調理用の換気設備

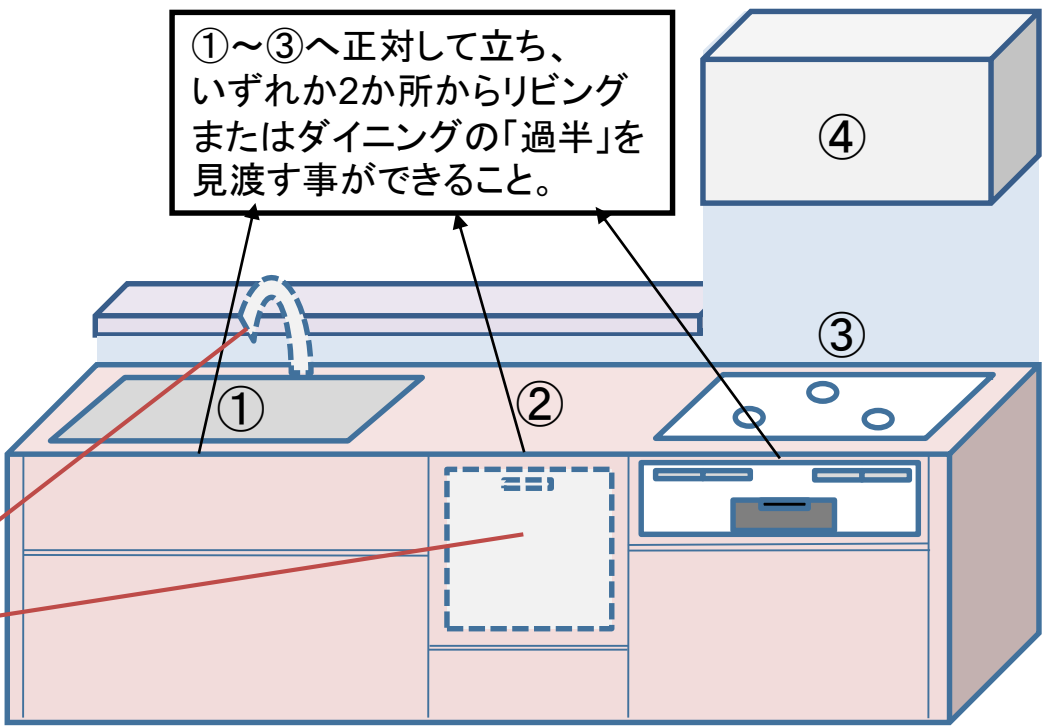
改修前に対面キッチンであった場合は補助対象外。

キッチンセットの「移設」による対面化改修は補助対象外。

○エコ住宅設備の設置や家事負担軽減設備の設置との補助の整理

本項目として補助を受ける場合、「掃除しやすいレンジフード」「ビルトイン自動調理対応コンロ」として別途補助を受けることは不可。

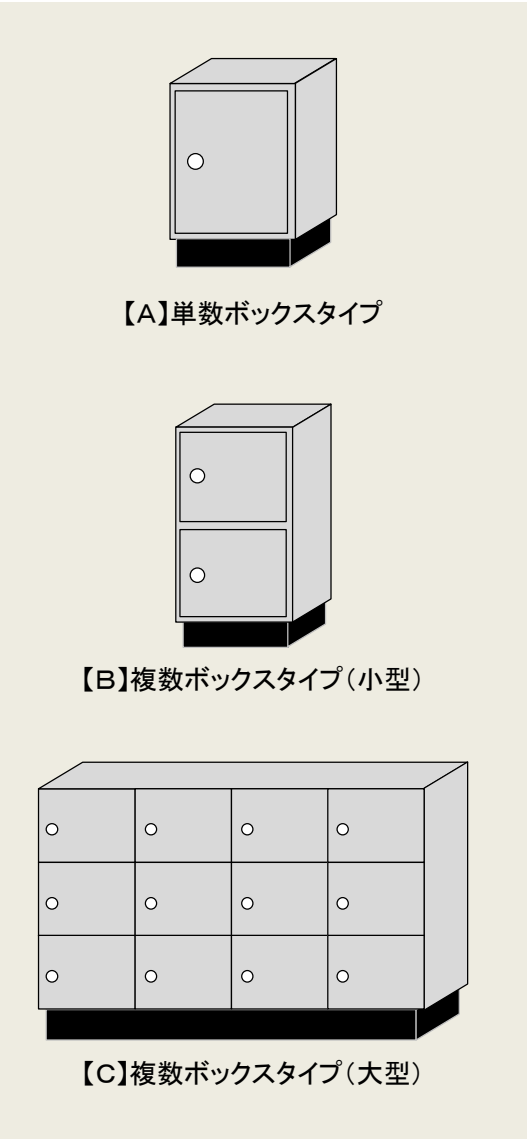
本項目として補助を受ける場合であっても、「節湯水栓」「ビルトイン食器洗機」として、別途補助を受けることは可能。



<改修後の図>

宅配ボックスの設置

宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。それぞれのタイプと設置状況における申請方法は、以下の通りとします。



【A】単数ボックスタイプ

【B】複数ボックスタイプ(小型)

【C】複数ボックスタイプ(大型)

個人が自分の住戸の申請する場合(戸別申請)

- ① 戸建住宅に、【A】を設置した場合 10,000 円
※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】または【C】を設置しても同様です。
- ② 共同住宅に、【A】を自宅専用に設置した場合 10,000 円
※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
※【B】または【C】を設置しても同様です。
- ③ 共同住宅に住む個人(101号室)が、隣人(102号室)と共同で【B】を設置し、それぞれ利用する場合 10,000 円
※101号室また102号室のいずれかが申請できます。(性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため。)
※いわゆる二世帯住宅の場合も同様です。
※【C】を設置しても同様です。

管理組合等が建物全体について申請する場合(一括申請)

- ④ 【A】を全部または一部の住戸に各戸の専用として、1台ずつ設置した場合 設置台数 × 10,000 円
※補助対象の設置台数は、共同住宅の総戸数を上限とします。
※【B】または【C】を各戸の専用で1台ずつ設置する場合も同様です。
- ⑤ 【A】を共用として、1台または複数台設置する場合 設置ボックス数 × 10,000 円
※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
※【B】を共用として設置しても同様です。
- ⑥ 【C】を共用として、1台または複数台設置する場合 設置ボックス数 × 10,000 円
※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
※全部または一部を各戸の専用で利用する場合も同様です。
※【A】または【B】と組み合わせて設置した場合も同様です。
- ⑦ 【A】を各戸の専用として、【C】を共用として両方を設置する場合 設置台数 × 10,000 円 + 設置ボックス数 × 10,000 円
※補助対象の設置台数又は設置ボックス数は、
【A】のタイプは総戸数、【C】のタイプは20を上限とし、
全体の補助額は、総戸数 × 10,000円が上限です。
※【B】を設置して構成する場合も同様です。

(参考3)
**こどもみらい住宅支援事業と
他の補助金の併用**

こどもみらい住宅支援事業と他の補助金の併用

[注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入及びリフォーム支援の留意事項]

- ・ 原則として、本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
- ・ 具体的には、新築、リフォームについて、それぞれ以下の通りとします。

【注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入】

- ・ 住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ 代表的な補助制度との併用の取扱いについては次の通りです。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×

こどもみらい住宅支援事業と他の補助金の併用

【リフォーム】

- ・ 住宅(外構含む。)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
- ・ ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。
- ・ 住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱いについては次の通りです。

補助制度	併用可否
外構部の木質化対策支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△ (請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可)
住宅・建築物安全ストック形成事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
地域型住宅グリーン化事業	△ (請負工事契約が別 かつ 工期が別である場合は併用可)
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における 低炭素化促進事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
次世代省エネ建材支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	△ (請負工事契約が別である場合は併用可)

(参考4)
土砂災害特別警戒区域の判定方法

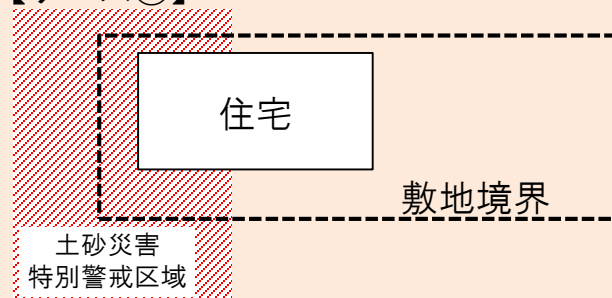
(参考4) 土砂災害特別警戒区域の判定方法

新 築

土砂災害特別警戒区域とは	・土砂災害防止法に基づき、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。
本事業の新築住宅として対象外となる判定基準	●判定基準： 住宅の全部又は 一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれる場合 ●判定のタイミング： 原則として、住宅の着工時点
確認方法	建築士が確認し、出来高確認書に記載の上、交付申請時に提出。

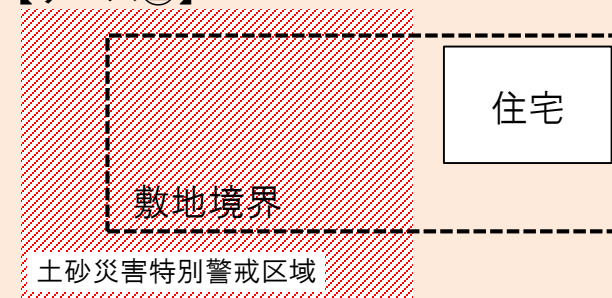
<判定のイメージ>

【ケース①】



住宅の一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれているため**本事業の対象とはならない。**

【ケース②】



住宅は土砂災害特別警戒区域内に含まれていないため**本事業の対象となる。**

※なお、上記の判定のイメージは、建築主事や指定確認検査機関の判断に影響を与えるものではありません。

(参考5) グリーン住宅ポイントとの比較

(参考5) グリーン住宅ポイントとの比較

新 築

	こどもみらい住宅支援事業	グリーン住宅ポイント
性能	A: ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented※1 B: 高い省エネ性能等を有する住宅 ①認定長期優良住宅 ②低炭素認定住宅 ③性能向上計画認定建築物 C: 省エネ基準に適合する住宅 ○断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4※2 A・B・Cのいずれも子育て世帯・若者夫婦世帯の取得に限る。※3※4 ※1 BELS評価書にZEHマークの記載があるものを対象とすることは、グリーン住宅ポイントと同じ。 ※2 「以上」の記載が無いものの基準は変わらない。 ※3 土砂災害防止法の土砂災害警戒区域外のみ補助対象とする。 ※4 延べ面積50㎡以上の建物が補助対象。	A: 高い省エネ性能等を有する住宅 ①認定長期優良住宅 ②低炭素認定住宅 ③性能向上計画認定建築物 ④ZEH B: 省エネ基準に適合する住宅 ○断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上
補助額・ポイント数	A: 100万円/戸 B: 80万円/戸 C: 60万円/戸	A: 40万ポイント/戸 B: 30万ポイント/戸 ※以下のいずれかに該当する場合、Aに60万ポイント、Bに30万ポイントを加算。 ・東京圏から地方移住するための住宅 ・多子世帯が取得する住宅 ・三世帯同居仕様である住宅 ・災害リスクが高い区域から移住するための住宅 ※最大: 100万ポイント/戸

(参考5) グリーン住宅ポイントとの比較

リフォーム

	こどもみらい住宅支援事業	グリーン住宅ポイント
対象工事	①窓・ドアの断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 ④子育て対応改修 ⑤バリアフリー改修 ⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑦耐震改修 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入 ※①～③はいずれか必須、④～⑧は任意	①窓・ドアの断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 ④耐震改修 ⑤バリアフリー改修 ⑥リフォーム瑕疵保険等への加入 ※①～③はいずれか必須、④～⑥は任意
補助額・ポイント数	リフォーム工事ごとに設定された補助額の合計 ※最低:5万円 ※最大: (一般)30万円 (一般+安心R住宅購入)45万円 (子育て世帯又は若者夫婦世帯)45万円 (子育て世帯又は若者夫婦世帯+既存住宅購入)60万円	リフォーム工事ごとに設定されたポイント数の合計 ※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイント数に2を乗じたポイント数を発行 ※最低:5万ポイント ※最大: (一般)30万ポイント (一般+安心R住宅購入)45万ポイント (若者・子育て)45万ポイント (若者・子育て+既存住宅購入)60万ポイント